

請求書に添えなければならない書類

1. ①欄（1）に記入した個人番号または基礎年金番号を確認できる以下の書類

- ・個人番号を記入したとき
マイナンバーカードを提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください。※1
- ① 個人番号が確認できる書類：個人番号の表示がある住民票の写し、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る。）
- ② 身元（実存）確認書類：運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カードなど※2
- ・基礎年金番号を記入したとき
基礎年金番号通知書または基礎年金番号を明らかにできる書類を提示してください。※3
- ※1 郵送で提出する場合は、マイナンバーカードの表・裏両面、または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- ※3 郵送で提出する場合は、コピーを添付してください。

2. 当事者双方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる以下の書類のうちいずれかひとつ

- ・戸籍の謄本
- ・当事者それぞれの戸籍の抄本
- ・戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票の写しにより代えることはできません。）

（注）請求日から6ヶ月以内に交付されたものを提出してください。事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については年金事務所にお問い合わせください。

添付書類の取扱いについて

○ 添付書類は、原本を添付してください。（「コピー可」と記載されているものは除く。）

○ 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとさせていただいたうえで、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

その他

1. 請求書は、原則として、請求者の住所地を管轄する年金事務所へ提出してください。
2. お問い合わせについては、全国の年金事務所および年金相談センターで承っております。
3. 年金事務所の所在地および電話番号は、日本年金機構ホームページに掲載しています。
4. 上記のほか、各共済組合等へ提出可能です。
5. 日本年金機構のホームページに年金分割の制度について掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/bunkatsu.html>



別紙

年金分割のための情報提供の請求書の記入方法等について

情報提供請求の留意事項

1. 情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようにになっています。
 - ① 当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - ② 当当事者のうち、お一人で請求した場合、
 - ・離婚等をしているときは、請求者と請求していない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。
 - ・離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
2. 年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。
 - ① 離婚が成立した日
 - ② 婚姻が取り消された日
 - ③ 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続く法律婚期間を有する場合を除く。）ただし、裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
3. 情報提供を受けようとする期間が平成20年4月1日以降の国民年金第3号被保険者期間のみの場合は、情報提供請求ができません。
4. 当当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。

記入上の注意点

- 黒インクのボールペンでご記入ください。鉛筆や、摩擦に伴う温度変化等により消色するインクを用いたペンまたはボールペンは、使用しないでください。
- 請求書の太枠 の中に必要事項をご記入ください。

請求書の記入方法等について

「請求方法」欄について

- 情報提供請求の請求方法について、該当する数字を丸で囲んでください。

「① 基本情報」欄について

- 請求方法に関わらず、「請求者」欄、「配偶者（配偶者であった方）」欄の両方をご記入ください。
- 旧姓がある方は、氏名欄にご記入をお願いします。「(3) 氏名」欄および「(4) 住所」欄のフリガナは、カタカナでご記入ください。
- 「当事者二人による共同の請求」の場合、「(4) 住所」欄、「(5) 電話番号」欄について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。
- 「当事者一方のみによる請求」の場合、配偶者（配偶者であった方）の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号が不明の場合は、「(1) 個人番号（または基礎年金番号）」欄に「不明」と記入し、また、配偶者（配偶者であった方）の現住所が不明の場合は、「(4) 住所」欄に「不明」と記入し、⑦欄の「配偶者の住所歴」欄に住所をわかる範囲でご記入ください。

「② 婚姻期間等」欄について

- 「(1) 法律婚期間」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等における法律婚期間（婚姻の届出した期間をいう。以下同じ。）をご記入ください。「婚姻した日」は、戸籍謄（抄）本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「離婚した日または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄（抄）本の「離婚の届出年月日」等をご記入ください。なお、その法律婚が継続している場合は、「離婚した日または婚姻が取り消された日」の記入は不要です。また、情報の提供を受けようとする婚姻期間等が事実婚期間（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。）のみの場合も記入不要です。

- 「(2) 事実婚期間」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等における事実婚期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。
- 「ア 事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚期間のうち、夫（または妻）が、妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間（当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間）の初日を記入し、「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」は、事実婚関係を解消した日をご記入ください。なお、今回の情報提供の請求が再請求の場合であって、過去に交付された「年金分割のための情報通知書」の「婚姻期間等」欄に記載されている期間の終日が「事実婚関係が解消したと認められる日」であるときは、その日をご記入ください。なお、その事実婚期間が継続している場合は「イ 事実婚関係が解消したと認められる日」の記入は不要です。
- 「ウ 事実婚第3号被保険者期間」は事実婚期間のうち、夫（または妻）が妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間をご記入ください。記入欄が足りない場合は、⑥欄、⑦欄の備考欄にその続きをご記入ください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からぬ場合は、年金事務所で記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

「③ 請求の意思確認」欄について

- 「当事者二人による共同の請求」の場合、「請求者」欄、「配偶者（配偶者であった方）」欄の両方をご記入ください。
- 「当事者一方のみによる請求」の場合、「請求者」欄のみご記入ください。
- 「(1) 情報提供要否」欄は、情報提供の請求をする場合には必ず□してください。
- 「(2) 通知書等の交付方法」欄について、年金事務所の窓口での受け取りを希望される場合は、「1. 年金事務所窓口での交付」の数字を丸で囲んでください。（年金事務所に提出した場合のみ窓口での受け取りが可能です。）
- 郵送を希望される場合は「2. 郵送による交付」の数字を丸で囲んでください。送付先住所が①欄と異なる場合は、「送付先住所・宛名」欄をご記入ください。（間違いなく届くよう「〇〇様方」まで必要な場合はご記入ください。宛名は本人のみをご記入ください。）
- 「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。
- 「(3) 年金見込額試算要否」欄は、「年金分割のための情報通知書」のほかに、次に掲げる方が希望される場合は、年金分割をした場合の年金の見込額をお知らせします。
 - ・ 50歳以上の方については、分割をした場合の老齢厚生年金の見込額
 - ・ 障害厚生年金を受給している方については、分割をした場合の障害厚生年金の見込額
(対象期間が第1号厚生年金期間のみ)
- 按分割合50%（按分割合の範囲の上限）として年金分割をした場合の年金見込額と、年金分割をしなかった場合の年金見込額をそれぞれ試算お知らせします。また、按分割合の範囲内で希望される按分割合に基づき試算することもできます。
- 年金見込額のお知らせは、希望された方のみに対してお知らせし、その内容は、当事者の他方に対してお知らせしません。

「④ 対象期間等に含めない期間」欄について

- 当事者二人の情報提供を受けようとする婚姻期間等が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間等から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき情報を提供することになります。
 - 当事者二人以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
 - 当事者二人のうち、そのどちらか一方が、第三者的被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
- 「(1) 当事者以外の方との第3号被保険者期間」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間の有無について該当する数字を丸で囲んでください。当事者一方のみによる請求の場合で、当事者の他方について上記の①または②の期間が不明の場合は、欄内に「不明」とご記入ください。

- 「(2) 当事者以外の方の氏名等」欄は、当事者以外の方との第3号被保険者期間について該当する数字を丸で囲み、当該第三者の氏名（必ずフリガナもご記入ください。）、生年月日、基礎年金番号をご記入ください。第三者の生年月日、基礎年金番号が不明の場合は、「不明」とご記入ください。
- 当事者二人の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効になることがありますので、ご留意ください。
- 当当事者の二人が共同で請求する場合、第三者に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」とご記入ください。

「⑤ 再請求理由」欄について

- 今回の情報提供の請求が再請求である場合にのみご記入ください。情報提供の再請求は、前回、情報提供を受けた日の翌日から起算して3か月を経過している場合に限り行うことができますが、3か月を経過することなく情報提供の再請求を行うことがあります。該当するものを丸で囲んでください。
- ア 請求者または配偶者（配偶者であった方）の国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合
- イ 請求者または配偶者（配偶者であった方）が3歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者等から標準報酬月額の特例（いわゆる養育特例）に係る申出を行った場合
- ウ 請求者または配偶者（配偶者であった方）が第3号被保険者となったことに関する届出または第3号被保険者に関する種別確認の届出が行われた場合
- エ 按分割合を定めるための裁判手続に必要な場合
- オ その他の場合については理由をご記入ください

「⑥ 請求者の婚姻期間等に係る資格記録」欄および「⑦ 配偶者（配偶者であった方）の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

- 「当事者二人による共同の請求」の場合、それぞれの婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確にご記入ください。なお、⑦欄の「配偶者の住所歴」欄の記入は不要です。
- 「当事者一方のみによる請求」の場合、⑥欄は、請求者についてご記入ください。⑦欄は、配偶者（配偶者であった方）についてできるだけ詳しくご記入ください。なお、ご記入いただいた内容により配偶者（配偶者であった方）に係る記録を特定することができない場合は、情報を提供することができないときがありますのでご承知おきください。

《記入例》

詳しく述べるときでも、年月まであるいは何年の夏と冬までといったようにご記入ください。				詳しく述べるときでも、都市区名まではご記入ください。
事業所名稱（支店名等）、船舶所有者名稱または共済組合名稱等		勤務期間または國民年金の加入期間	加入年金制度（□で囲んでください）	事業所（船舶所有者）の所在地または國民年金加入当時の住所
1	(有)〇〇商店	（自）昭和50年4月1日 （至）昭和61年3月31日	国年 船保 共済	台東区 台東2-X
2	国民年金	（自）昭和61年4月1日 （至）平成6年9月30日	国年 船保 共済	杉並区 高井戸西3-X-X
3	△△科学（株）	（自）平成6年10月1日 （至）平成15年3月31日	国年 船保 共済	江東区 駒戸5-X-X
4	△△科学（株） 大阪工場	（自）平成15年4月1日 （至）平成27年3月31日	国年 船保 共済	大阪市 東区 谷町9-X
5	（株）□□産業	（自）平成27年4月1日 （至）継続中	国年 船保 共済	豊島区 東池袋3-X-X
	備考			